

時間外労働
休日労働 に関する 協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)			
機械器具製造業		〇〇工業株式会社			〇〇市〇〇町×-×-× (〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1 日	1日を超える一定の期間 (起算日)	1ヶ月 (毎月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合	営業	2人	1日8時間	3時間	40時間	300時間	平成〇年〇月〇日から1年間
	月末の棚卸のため	経理	同上	同上	3時間	40時間	300時間	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注・納期の変更	機械組立	20人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
	同上	検査	3人	同上	2時間	20時間	180時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期 間
取引先の都合等で臨時の業務を行う場合		営業	2人	毎週土日及び国民の休日	1ヶ月のうち2回、8:00~17:00			平成〇年〇月〇日から1年間
臨時の受注・納期の変更等の場合		機械組立	20人	〔別紙年間カレンダーで定める日〕	同上			〇日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 組立工
氏名 大阪 太郎

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)
平成〇年 〇月 〇日



使用者 職名 〇〇工業株式会社 代表取締役
氏名 難波 一郎



〇〇 労働基準監督署長 殿

記載内容

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとする。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間 (起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる期間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間に関する

- についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者 (対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。) について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

時間外労働
休日労働 に関する 協定届(特別条項付)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地 (電話番号)			
機械器具製造業		〇〇工業株式会社			〇〇市〇〇町×-×-× (〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1 日	1日を超える一定の期間 (起算日)	1ヶ月 (毎月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	取引先の都合等で臨時の業務を行う場合	営業	2人	1日8時間	3時間	45時間	360時間	平成〇年〇月〇日から1年間
	月末の棚卸のため	経理	同上	同上	3時間	45時間	360時間	
						※		
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注・納期の変更	機械組立	20人	同上	2時間	42時間	320時間	同上
	同上	検査	3人	同上	2時間	42時間	320時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期 間
取引先の都合等で臨時の業務を行う場合		営業	2人	毎週土日及び国民の休日	1ヶ月のうち2回、8:00~17:00			平成〇年〇月〇日から1年間
臨時の受注・納期の変更等の場合		機械組立	20人	〔別紙年間カレンダーで定める日〕	同上			〇日から1年間

※一定期間についての延長時間は、営業及び経理は1か月45時間、1年360時間とし、機械組立及び検査は、1か月42時間、1年320時間とする。ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1か月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる。

なお、①の者については延長時間が1か月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合、②の者については延長時間が1か月42時間を超えた場合又は1年320時間を超えた場合の割増賃金率は40%とする。

協定の成立年月日 平成〇年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 組立工
氏名 大阪 太郎

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)
平成〇年 〇月 〇日



使用者 職名 〇〇工業株式会社 代表取締役
氏名 難波 一郎



〇〇 労働基準監督署長 殿